

治験に係わる標準業務手順書

鳥取大学医学部附属病院

2025 年 9 月 1 日

治験の原則

治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

1. 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及びGCPを厳守して行わなければならない。
(GCP:医薬品医療機器等法,平成9年厚生省令第28号(GCP省令)平成17年厚生労働省第36号(医療機器GCP省令)及び関連する通知を含む。)
2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
3. 被験者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
4. 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていなければならない。
5. 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。
6. 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施しなければならない。
7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師が常に負うべきである。
8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
9. 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
10. 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い及び保存しなければならない。
11. 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護しなければならない。
12. 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）を準拠して行うものとする。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
13. 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムで、運用されなければならない。
14. 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に金銭的負担がかかることがないようにしなければならない。

第1章 目的と適用範囲

（目的と適用範囲）

- 第1条 本手順書は、平成9年厚生省令第28号（GCP省令）平成17年厚生労働省第36号（医療機器GCP省令）及び関連する通知に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品又は医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
 - 3 医薬品の再審査申請、再評価申請、医療機器の使用成績評価申請又は副作用調査の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
 - 4 医療機器の治験を行う場合においては、本手順書において「医薬品」とあるのを「医療機器」，「治験薬」とあるのを「治験機器」，「被験薬」とあるのを「被験機器」，「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 5 再生医療等製品の治験を行う場合においては、本手順書において「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験薬」とあるのを「治験製品」、「被験薬」とあるのを「被験製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 6 「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」及び「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の一部改正（厚生労働省令第 155 号）が適用される治験においては、本手順書において「治験薬」とあるのを「治験使用薬」，「治験機器」とあるのを「治験使用機器」，「治験製品」とあるのを「治験使用製品」とそれぞれ読み替えるものとする。（ただし、「治験薬概要書」を除く）

第2章 病院長の業務

（治験委託の申請）

- 第2条 病院長は、事前に治験責任医師より提出された治験分担医師・治験協力者リストを了承する。病院長は、了承した治験分担医師・治験協力者リストを治験責任医師に提出する。病院長は、了承された治験分担医師・治験協力者リストの写を治験依頼者に提出する。
- 2 病院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に治験依頼書とともに治験責任医師の履歴書、治験実施計画書等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

（治験実施の了承等）

- 第3条 病院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書、治験責任医師の履歴書及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を治験審査委員会に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、症例報

告書、同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

- 3 病院長は、治験審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画等修正報告書及び該当する資料を提出させ、病院長の指示通りに修正したことを確認するものとする。また、治験実施計画書等修正報告書の写しと該当する資料を治験審査委員会に提出し、治験審査委員会は修正事項の確認を行う。
- 4 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。病院長は、治験の実施を了承できない旨の病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 5 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を保留する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、その点につき治験責任医師及び治験依頼者に治験実施計画書等修正報告書及び該当する資料を提出させ、治験審査委員会に意見を求めるものとする。
- 6 病院長は、治験審査委員会の審査結果について異議申し立てがあった場合は、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 7 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これにに応じなければならない。

(治験実施の契約等)

第4条 学長は、病院長が治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験契約書により契約を締結し、双方が記名押印又は署名し、日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、契約内容を確認する。
- 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画等修正報告書により病院長が修正したことを確認した後に、学長は治験契約書により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。
- 4 治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて変更契約書により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。
- 5 治験契約書に定める通知及び報告の内容は下記のものとする。
 - 1) 治験依頼者は、被験者の安全又は治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報（医薬品医療機器等法施行規則第273条に定めるものを含む）を治験責任医師と病院長に通知する。
 - 2) 治験依頼者は、次のことを病院長に通知する。
 - (1) 治験を中止、中断する際、その旨及び理由
 - (2) 治験の成績を製造承認申請に用いない際、その旨及び理由
 - 3) 病院長は、次の治験審査委員会の意見を治験責任医師及び治験依頼者に通知する。
 - (1) 治験実施の妥当性への意見

- (2) 治験が長期（1年を越える。）の場合の治験の継続の妥当性への意見
 - (3) 第4条第5項1)に規定する事項に関して治験の継続の妥当性への意見
 - (4) 被験者の意思に影響を与える可能性が認められたために、治験責任医師がその説明文書を改訂したことに対する意見
 - (5) その他病院長が必要と認めたことについての意見
- 4) 病院長は、治験責任医師からの次の情報を治験審査委員会及び治験依頼者に通知する。
- (1) 治験を中止、中断の際、その旨及び理由
 - (2) 治験終了の際、その旨及び結果の概要
- 5) 治験責任医師は、重篤な有害事象を病院長及び治験依頼者に報告する。

（治験の継続）

- 第5条 病院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に治験実施状況報告書を提出させ、治験の継続について治験審査委員会に意見を求めるものとする。
- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。また、修正を条件に承認する場合には、第3条第3項に準じるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む。）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

（治験実施計画書の変更）

- 第6条 病院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合には、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。
- 2 病院長は、治験責任医師又は治験依頼者より治験実施計画書等変更の申請があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験実施計画書からの逸脱）

- 第7条 病院長は、治験責任医師から被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由による治験実施計画書からの逸脱の報告があった場合は、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（重篤な有害事象の発生）

第8条 病院長は、治験責任医師より重篤な有害事象発生の報告があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（重大な安全性に関する情報の入手）

第9条 病院長は、治験依頼者より安全性に関する報告書を入手した場合には、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報には、以下のものが含まれる。

- 1) 他施設で発生した重篤で予測できない有害事象
- 2) 重篤な有害事象又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの
- 3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、有害事象によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの
- 4) 有害事象若しくは治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- 5) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- 6) 有害事象若しくは感染症により、癌その他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- 7) 該当被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄、その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

（治験の中止、中断及び終了）

第10条 病院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を文書で通知してきた場合は、治験責任医師及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を文書の写により通知するものとする。なお、通知の文書には、中止又は中断について、詳細に説明されていなければならない。また、治験責任医師が作成した治験終了（中止・中断）報告書により治験依頼者及び治験審査委員会に通知するものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師が治験を中止又は中断し、その旨を報告してきた場合には、速やかに治験依頼者及び治験審査委員会に治験終了（中止・中断）報告書を提出し、通知するものとする。
- 3 病院長は、治験責任医師が治験の終了を報告してきた場合には、治験依頼者及び治験審査委員会に対し、速やかに治験終了（中止・中断）報告書を提出し、通知するものとする。

（直接閲覧）

第11条 病院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査、並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査に協力するものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

(他の医療機関からの治験審査依頼の受け入れ)

第12条 病院長は、他の医療機関の長から治験の実施等について審査を依頼された場合、審査を受託する。当該医療機関の長は、治験審査委員会に意見を求める。治験審査委員会の長は、委員会の意見を依頼された当該医療機関の長に文書で通知するものとする。

(治験審査委員会の選択及び審議の委託等)

第13条 病院長は、外部の委員会に審議を依頼する場合、治験毎に審議を行うために十分な人員が確保され、かつ、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価することができる治験審査委員会を選択し、依頼を行うものとする。

2. 病院長は、前項で依頼する治験審査委員会（以下、「委託先治験審査委員会」という。）の標準業務手順書及び委員名簿を入手する。
3. 委託先治験審査委員会へ審議を依頼する場合、GCP省令第30条第2項に規定する事項を記載した契約書を事前に締結するものとする。
4. 委託先治験審査委員会に審議を依頼する治験においては、当該治験で定められた各標準業務手順書によるものとする。

第3章 治験審査委員会

(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置)

第14条 病院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を病院内に設置する。

- 2 病院長は、治験審査委員会の委員を指名し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要を作成し、当該手順書に従って業務を行わせるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会の手順書、委員名簿及び議事概要を公表する。ただし、治験依頼者又は自ら治験を実施する者より、委員会の議事概要に知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、その求めに応じるとともに、必要があればマスキングなどの措置を講じた上で公表するものとする。
- 4 病院長は、自らが設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に加わることはできない。
- 5 病院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るため、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を選任し、治験審査委員会事務局を設置する。

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第15条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- 1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書を、病院長及び治験依頼者に提出するものとする。
- 2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用法を十分に精通していなければならない。
- 3) 治験責任医師は、医薬品医療機器等法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準並びにGCPを熟知し、これを遵守しなければならない。
- 4) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査に協力するものとする。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- 5) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができないなければならない。
- 6) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- 7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できないなければならない。
- 8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリストを作成し、予め病院長に提出し、了承を得なければならない。
- 9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督をしなければならない。

(治験責任医師の責務)

第16条 治験責任医師は、次の事項を行う。

- 1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定に当たっては、人権保護の観点から及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- 2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
- 3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- 4) 治験実施計画書及び症例報告書については、治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書及び症例報告書が改訂される場合も同様で

ある。

- 5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成すること。
- 6) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合には、その全てを速やかに病院長に提出すること。
- 7) 治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行った後、病院長に治験実施の申請をすること。
- 8) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知された後に、その指示・決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む。）、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知された場合には、その指示・決定に従うこと。
- 9) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
- 10) 本手順書第18条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- 11) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用する。
- 12) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- 13) 実施中の治験においては、少なくとも年1回、病院長に治験実施状況報告書を提出すること。
- 14) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更については、治験依頼者及び病院長に速やかに報告書を提出するとともに、変更の可否について病院長の指示を受けること。ただし、治験実施計画書の分冊を作成しており、当該分冊に記載された当院以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合、あるいは症例報告書の見本の改訂にあつては、レイアウト（電子情報処理組織の利用による症例報告書にあつてはその仕様）のみの変更を行う場合は、報告の必要はない。
- 15) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに病院長及び治験依頼者に文書で報告するとともに、治験の継続の可否について病院長の指示を受けること。
- 16) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名押印又は署名し、治験依頼者に提出すること。また治験分担医師が作成した症例報告書については、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名押印又は署名するものとする。
- 17) 治験終了後、速やかに病院長に治験終了（中止・中断）報告書を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても、同様の手続きを行うこと。
- 18) 治験責任医師は、治験が中断され、又は中止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じること。

(被験者の同意の取得)

第17条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

- 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名押印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名押印又は署名し、日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名押印又は署名と日付が記入された同意文書の写及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って記名押印又は署名と日付を記入した同意文書の写及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。
- 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するか、それを疑わせる語句が含まれていてはならない。
- 6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 被験者の同意に関連した新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及びその他の説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。

注) 重大な安全性に関する情報の入手 第9条参照

- 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合においては、GCP省令第50条第2項、第3項及び第4項、第52条第3項及び第4項並びに第55条を遵守する。

(被験者に対する医療)

第18条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

- 2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通して、治験に関連した臨床問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第19条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであることなど医療上やむを得ないものである場合、又は治験の事務的事項（例：治験依頼者の組織・体制の変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名の変更、モニターの変更）のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を全て記録しなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に病院長及び病院長を経由して治験審査委員会に提出してその承認を得るとともに、病院長の了承及び病院長を経由して治験依頼者の合意を文書で得なければならない。

第5章 治験薬及び治験機器

(治験薬の管理)

第20条 治験薬の管理責任は病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、治験薬を保管、管理させるため薬剤部長を治験薬管理者とし、病院内で実施される全ての治験薬を管理させるものとする。治験薬管理者は治験薬管理補助者を指名し、治験薬の保管、管理を行わせることができる。なお、治験責任医師が治験薬管理者となることを要する場合は、治験責任医師はその旨を病院長及び薬剤部長に申請し、承認を得なければならない。

い。

- 3 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従い、GCPを遵守して適正に治験薬を保管、管理する。
- 4 治験薬管理者は次の業務を行う。
 - 1) 治験薬を受領し、受領書を発行する。
 - 2) 治験薬の保管、管理及び払い出しをする。
 - 3) 治験薬の管理記録を作成し、治験薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
 - 4) 被験者からの未服用治験薬の返却記録を作成する。
 - 5) 未使用治験薬（被験者からの未服用返却治験薬、使用期限切れ治験薬、欠陥品を含む。）を治験依頼者に返却する。ただし、返却に代えて廃棄を行う場合は、別途定める手順書に従う。
 - 6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。

（治験機器の管理）

第21条 治験機器の管理責任は病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、治験機器を適正に管理させるため、治験ごとに治験機器管理者を選任し、当該治験機器を保管、管理及び保守点検させる。なお、治験機器管理者は必要に応じて、治験機器管理補助者を指名し、治験機器の保管、管理及び保守点検を行わせることができる。
- 3 治験機器管理者は、治験依頼者が作成した治験機器の取扱い及び保管、管理、保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従い、GCPを遵守して適正に治験機器を管理する。
- 4 治験機器管理者は次の業務を行う。
 - 1) 治験機器を受領し、受領書を発行する。
 - 2) 治験機器の保管、管理及び保守点検を行う。
 - 3) 治験機器の管理記録を作成し、治験機器の在庫及び被験者ごとの使用状況を把握する。
 - 4) 被験者からの未使用治験機器の返却記録を作成する。
 - 5) 治験機器（被験者からの未使用治験機器、使用期限切れ治験機器、欠陥品を含む。）を治験依頼者に返却する。ただし、返却に代えて処分等を行う場合は、その記録を作成し、保存する。
 - 6) その他、第3項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 5 治験機器管理者は、治験実施計画書に従って治験機器が被験者に使用されていることを確認する。

第6章 治験事務局

(治験事務局の設置及び業務)

第22条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を選任し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は治験審査委員会事務局を兼ねるものとする。

2 治験事務局は、次の者で構成する。

- 1) 治験事務局長：新規医療研究推進センター治験管理部門長
- 2) 治験事務局員：新規医療研究推進センター治験管理部門職員，米子地区事務部経営企画課職員
- 3) その他，病院長が指名する者

3 治験事務局は、病院長の指示により、次の業務を行う。

- 1) 治験審査委員会の委員の指名に関する業務（委員名簿の作成を含む。）
- 2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
- 3) 治験審査依頼書及び治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付
- 4) 治験審査結果通知書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付（治験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む。）
- 5) 治験契約に係わる手続き等の業務
- 6) 治験終了（中止・中断）報告書の受領及び交付
- 7) 記録の保存
- 8) 治験の実施に必要な手順書の作成
- 9) 標準業務手順書等のホームページでの公開
- 10) 診療録などの直接閲覧を伴うモニタリング及び監査の事務処理
- 11) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第7章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第23条 病院長は、医療機関において保存すべき必須文書の保存責任者を指名するものとする。

2 記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。

- 1) 診療録，検査データ，同意文書，治験の実施に係る文書又は記録等：治験実施診療科の長
- 2) 治験受託に関する文書等：治験事務局長
- 3) 治験薬・治験機器の管理に関する記録：治験薬管理者・治験機器管理者

3 病院長又は記録の保存責任者は、医療機関において保存すべき必須文書が第24条第1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

（記録の保存期間）

第24条 病院長は、医療機関において保存すべき必須文書を次の1) 又は2) の日のうち後の日（製造販売後臨床試験においては、当該医薬品の再審査又は再評価の終了する日）までの間、保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- 1) 当該被験薬に係る医薬品製造販売承認日（開発の中止、又は臨床試験の試験成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3年が経過した日）
 - 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 2 病院長は、治験依頼者より前項にいう医薬品製造販売承認取得あるいは開発の中止の連絡を受けるものとする。

< 附記 >

本手順書は、平成26年7月1日に制定し、平成26年7月1日から施行する。

本手順書（第2版）は、平成29年4月1日から施行する。

本手順書（第3版）は、平成30年9月1日から施行する。

本手順書（第4版）は、2019年10月1日から施行する。

本手順書（第4.1版）は、2019年11月1日から施行する。

本手順書（第5.0版）は、2022年9月1日から施行する。

本手順書（第6.0版）は、2025年9月1日から施行する。